

令和2年6月4日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために実施する
早出遅出勤務の取扱いについて（通知）【第1報】

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第22号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する「指定感染症」に指定された新型コロナウイルス感染症（指定日：令和2年2月1日）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が政府から令和2年4月7日に発出され、同宣言の対象区域に属する都道府県が令和2年4月16日に7都道府県から47都道府県となり、その後、令和2年5月14日に8都道府県に、さらに、令和2年5月21日に5都道府県となり、最終的には、令和2年5月25日に同宣言は解除されたところです。

これにあわせ、公共交通機関による通勤者及び通学者については、緊急事態宣言が発出された以降は逡減していましたが、今後は逡増することが予測されます。そして、通勤者

及び通学者の通増により、公共交通機関において「3つの密」(※)が生じることが懸念されるところです。

※ 次の3つの条件をいう。

- ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ② 密集場所（多くの人々が密集している）
- ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

このような状況において、本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に引き続き努める必要があると判断し、通勤時における新型コロナウイルスへの感染を回避し、及び通勤による新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とし、公共交通機関を利用して通勤している者に係る早出遅出勤務の取扱いを別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、この早出遅出勤務の取扱いは、当面の間に限り実施するもので、政府等からの発表（例 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知等を踏まえて見直すことがあることにご留意願います。

（本件担当）

国立大学法人 静岡大学

総務部職員課

電 話 054-238-4419

F A X 054-238-3274

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の
ために実施する早出遅出勤務の取扱い

1. 早出遅出勤務

早出遅出勤務とは、通勤時における新型コロナウイルスへの感染を回避し、又は通勤による新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的として、所定の始業時刻及び終業時刻を変更し、変更後の始業時刻及び終業時刻により勤務することをいう。

2. 早出遅出勤務とする期間

1回の申請における早出遅出勤務とする期間は、2週間を超えないものとする。

3. 早出遅出勤務における始業時刻及び終業時刻

早出遅出勤務における始業時刻及び終業時刻は、所定の始業時刻及び終業時刻の両者を30分又は1時間繰り上げ、又は繰り下げることにより変更した時刻とする。

4. 早出遅出勤務における休憩時間及び所定労働時間数

休憩時間及び所定労働時間数は、早出遅出勤務により変更しない。

5. 早出遅出勤務の対象者

公共交通機関を利用して通勤している本学の全ての被雇用者（ただし、裁量労働によるみなし労働時間制の適用を受ける者を除く。）のうち、通勤時における新型コロナウイルスへの感染を回避し、又は通勤による新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とする者とする。

6. 早出遅出勤務の申請手続き

早出遅出勤務を希望する者は、早出遅出勤務とする期間の初日の3日前までに、別紙様式により部局長を経て学長に申請し、学長の許可を得なければならない。

7. 学長の権限等

- 1) 学長は、申請者の通勤経路及び健康状況、業務上の支障、新型コロナウイルス感染症の流行状況その他の事情を勘案し、早出遅出勤務に係る申請を許可するものとする。
- 2) 学長は、業務上の支障等が認められる場合は、申請の全部又は一部について、許可しないことができる。
- 3) 学長は、業務上の支障等が認められる場合は、許可した早出遅出勤務を中止し、又は許可した早出遅出勤務による始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

4) 学長は、前記1)から3)までの権限等を部局長その他の長に委任することができる。

8. 別紙様式の保管等

部局の総務担当は、提出された別紙様式を出勤簿の保存に準じて保存するものとする。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の
ために実施する早出遅出勤務に係る申請書

申請年月日 令和 年 月 日

国立大学法人静岡大学長 殿

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために実施する
早出遅出勤務について、次のとおり申請します。

申請者 所属 _____
氏名 _____ ㊞

1) 早出遅出勤務とする期間^{注1}

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

- 毎日
 毎週 _____ 曜日
 その他 ()

2) 所定の始業時刻及び終業時刻、休憩時間並びに労働時間数

始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間数
時 分	時 分	時 分～ 時 分	時 分

3) 早出遅出勤務における始業時刻及び終業時刻^{注2}、休憩時間並びに労働時間数

始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間数
時 分	時 分	2)の記載内容と同じ。	同左

4) 通勤経路

注1 1回の申請における早出遅出勤務とする期間は、2週間を超えないものとする。

注2 早出遅出勤務における始業時刻及び終業時刻は、所定の始業時刻及び終業時刻の両者を30分
又は1時間繰り上げ、又は繰り下げることにより変更した時刻とする。

上記申請に基づく早出遅出勤務の 全部・一部 を許可する。
一部を許可する場合にあっては、次のとおり許可する。

令和 年 月 日 許可者 _____ ㊞

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の
ために実施する早出遅出勤務に係る申請書

申請年月日 令和 2年 6月 8日

国立大学法人静岡大学長 殿

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために実施する
早出遅出勤務について、次のとおり申請します。申請者 所属 総務部職員課
氏名 静大 太郎 ㊞1) 早出遅出勤務とする期間^{注1}

令和 2年 6月 15日 から 令和 2年 6月 26日 まで

- 毎日
 毎週 水、木、金 曜日
 その他 ()

2) 所定の始業時刻及び終業時刻、休憩時間並びに労働時間数

始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間数
8時 30分	17時 15分	12時 30分～ 13時 30分	7時 45分

3) 早出遅出勤務における始業時刻及び終業時刻^{注2}、休憩時間並びに労働時間数

始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間数
7時 30分	16時 15分	2)の記載内容と同じ。	同左

4) 通勤経路

自宅/浜松駅：徒歩 浜松駅/静岡駅：新幹線 静岡駅/大学：バス

注1 1回の申請における早出遅出勤務とする期間は、2週間を超えないものとする。

注2 早出遅出勤務における始業時刻及び終業時刻は、所定の始業時刻及び終業時刻の両者を30分
又は1時間繰り上げ、又は繰り下げることにより変更した時刻とする。

上記申請に基づく早出遅出勤務の 全部・一部 を許可する。

一部を許可する場合には、次のとおり許可する。

令和 年 月 日 許可者 _____ ㊞